

4. 再交付・届け出変更

再交付

- ・責任技術者証を汚損、紛失した場合は、申請により再交付を受けることができます。
- ・申請は都市技術センター受付窓口で行うか、郵送（特定記録付き郵便）で行なって下さい。
- ・申請用紙及び手数料振込用紙は、都市技術センター受付窓口にあります。
- ・再交付責任技術者証は、後日、郵便で送付します。

	登録証再交付
申請先	(一般財団法人) 都市技術センター排水設備担当窓口
手数料	3, 300円

登録事項変更届

- ・氏名、住所、工事業者等の登録内容に変更が生じた場合は、責任技術者登録事項変更届を提出して下さい。
- ・申請用紙は、ホームページの様式集より責任技術者登録事項変更届をダウンロードしていただくか、当センターの窓口まで取りにきて下さい。
- ・当センターでは、更新講習（登録更新）対象者の方に更新講習受講案内を郵送しますが、前回の更新時の住所または、最新の登録時の住所に送付しますので、引越し等により住所が変わった場合は、当センターに連絡下さい。
- ・届出は、都市技術センターへ持参いただくか、郵送により行なって下さい。
- ・登録届出事項を変更すると、内容によっては責任技術者証の記載事項と登録情報が一致しないこととなりますが、責任技術者証としてはそのままでも有効です。（次回更新時に新しい内容に書き換えられます）
- ・指定工事店の更新手続き等で、新しい内容に書き換えられた責任技術者証が必要な場合は、「再交付」の申請手続きを併せて行なって下さい。